

令和2年度地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター業務実績評価（案）に対する分科会委員意見とその対応（案）

資料1

項目	委員意見	対応（回答）
<p>総 評</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症への対応について、都の公的医療機関として法人が一丸となり、都からの要請に加えて、法人が自律的かつ自主的に対応したことについて、適切に評価してほしい。</p> <p>・非常事態の中で経営陣の強いリーダーシップが発揮され、地方独立行政法人の特性を生かした効果的な取組が通年で行われた結果、全体として概ね計画を達成できたことは評価すべき。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症への対応において、東京都を始め地域の医療機関など関係機関と連携し、年間を通し、法人一丸となって公的医療機関としての役割を適切に果たしたことや、地方独立行政法人として機動的な経営判断や弾力的な予算執行をより一層推進し、病院と研究所の連携によるPCR検査体制を迅速に整備したことなどを、総評や項目20の評価等に反映する。[評価書 p3 - 及び p49 等を参照]</p>
<p>1 血管病医療 事務局評価：A（法人S）</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の流行下において、病院・研究所が協力してPCR検査体制を整備したことで、急性大動脈スーパーネットワークの受け入れ件数が伸びているのであれば、コロナ禍における法人努力を評価し、評価Sとすることも検討すべきではないか。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の流行下において、PCR検査体制を整備したことで、医療提供体制や研究実施体制を継続したことは、病院部門だけでなく研究部門さらに法人全体の経営努力として、項目20「その他業務運営に関する重要事項」にて評価している。[評価書 p49 参照]</p> <p>・項目1については、新型コロナウイルス感染症対応による診療制限で、診療実績がほぼ下がる中においても、PCR検査体制を整備し、急性大動脈スーパーネットワーク等の実績を伸ばしたこと等を評価し、評価Aが適切と考える。[評価書 p15 参照]</p>
<p>7 地域医療の推進 事務局評価：B（法人A）</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の診療を評価する項目が無い中で、地域での当該診療の貢献などを本項目において評価すべきではないか。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の流行下においても、連携医療機関数を着実に増加させたほか、紹介率や逆紹介率を令和元年度比で改善したことは評価できる。一方で、各種セミナーの実績等が下がっていることに加え、紹介率が目標値を大幅に下回っていること（※）を踏まえると、総合的に評価Bが適切と考える。[評価書 p25 参照]</p> <p>（※）第1回高齢者医療・研究分科会 資料5「令和2年度地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター業務実績に係る参考値一覧」 p6</p>
<p>9 患者中心の医療の実践・患者サービスの向上 事務局評価：B（法人A）</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症という想定外の事態に対し、法人は最大限の努力をもって対応していることから、本項目の評価を法人自己評価よりも下げることに、今一度、慎重に検討してほしい。</p> <p>・クラスターが発生したことは事実だが、PCR検査後の直接面会やオンライン面会の実施等、それを克服するために法人一丸となって職員が努力したことについて、何らかの形で評価してほしい。</p> <p>・一方で、入院満足度等、実績数値が目標値を下回っていることは、客観的に評価すべき。</p>	<p>・コロナ禍における法人努力は、主に項目20「その他業務運営に関する重要事項」にて評価している。[評価書 p49 参照]</p> <p>・項目9については、コロナ対応下での終末期患者の面会やオンライン面会の実施など、患者やその家族の立場に立ったサービスを提供したことにより、令和元年度よりも入院・外来ともに高い患者満足度となったことは評価できる。一方で、患者サービスの向上に向けた取組に係る参考値の多くが前年度を下回っていること等（※）を踏まえると、より一層のサービス向上に努めてもらう必要があることから、総合的に評価Bが適切と考える。[評価書 p28 参照]</p> <p>（※）第1回高齢者医療・研究分科会 資料5「令和2年度地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター業務実績に係る参考値一覧」 p7</p>
<p>20 その他業務運営に関する重要事項（法人運営におけるリスク管理の強化） 事務局評価：A（法人S）</p>	<p>・本項目は、法人自己評価が評価Sとのことだが、危機管理の視点において院内クラスターが発生したことを踏まえると、S評価とすることは難しいのではないかと。</p> <p>・コロナ禍における法人の様々な努力は評価した上で、院内クラスターの再発防止について法人の努力を求めたい。</p>	<p>・コロナ禍における法人の運営努力や危機管理体制の確保等については、本項目で評価する。一方、人命を預かる医療機関としては、より高い次元での院内感染防止に向けた更なる対策強化が求められることから、評価Aが適切と考える。[評価書 p49 参照]</p>

その他意見	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症対応に係る評価については、既存の評価項目に反映させると、評価の連続性が損なわれるため、例年の評価基準を変更することは慎重であるべき。そのため、新型コロナウイルス感染症対応の取組については、別に項目を設けるなど工夫が必要ではないか。・令和2年度は、1年を通して法人が努力したプロセスに対しての評価が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症対応や1年を通して行われた法人の努力については、基本的に総評及び項目20[評価書p3 - 及びp49]において評価するものとする。ただし、各項目の評定に反映させるべきと考えられる特記事項については、各項目の評価にも反映する。
-------	--	---